

答 申

1 審査会の結論

本件審査請求の対象となった令和4年3月11日付けで処分庁が行った非公開決定(以下「本件処分」という。)及び本件審査請求に対する審査庁の裁決案は、結論において、共に適法かつ妥当である。

2 事案の経緯

本件事案は、令和4年2月28日、審査請求人が処分庁に対し、次の情報につき情報公開請求をしたところ、処分庁がこのうち①から③までについて情報不存在を理由として非公開としたことにつき、審査請求人が不服を申し立てたものである。(④については、一部非公開としたところ、不服は申し立てられなかった。)

① 松原市民図書館の貸出カードに個人情報を登録する際及び登録情報を変更する際の流れがわかる資料

② 松原市民図書館の貸出カードにかかる登録情報を変更する際に貸出カードの原本が必要である根拠となる条例規則等全て

③ 松原市民図書館の指定管理者が何ら根拠なく「貸出カードにかかる登録情報を変更する際には貸出カードの原本が必要である」として利用者の登録情報を変更させなかった場合に受ける処分の内容

④ 松原市民図書館を指定管理者に指定管理させるにあたって作成された協定書および仕様書等全て

※ 貸出カードとは、松原市民図書館管理運営規則第5条に規定する「図書利用カード」のことである。「審理関係人の主張の要旨」以下においては、記載を「図書利用カード」に統一する。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張の要旨は、次のとおりである。

- ・ 市及び松原市民図書館の指定管理者が「図書利用カードの登録情報変更の際に同カード原本が必要」との説明をしているところ、その根拠が存在するのが当然であるから、適切な文書を公開せよ。
- ・ 個人情報を取り扱う業務であるのに、口頭での指示のみであることは考えにくいので、文書が存在するのが自然である。

4 処分庁の主張の要旨

処分庁の主張の要旨は、審査請求人が存在を当然として公開を求める情報については、直営当時の運用を市より指定管理者に口頭で伝えたものであり、文書で定めたものはないため、存在しないというものである。

また、図書利用カード原本を必要とする運用については、同カードについて、登録者本人であることの確認や、登録者以外の利用を防止するため、直営当時から行っているというものである。

5 審査会の判断

審査会は、以下の事実を、関係例規を確認することにより、また、審査庁が処分庁から聴取した内容を、審査庁から聴取することにより確認した。

- ・ 図書利用カードに係る規定は、松原市民図書館管理運営規則第5条に存在するところ、紛失時の手続等については規定されているが、個人情報の変更手続については規定されていない。
- ・ 同規則の外に、図書利用カードについて定めた例規は存在しない。
- ・ 一般論として、例規ではなくとも、事務マニュアル等の存在が想定されるが、審査請求人が求める情報について、事務マニュアル等は作成されていない。
- ・ 審査請求人が求める情報そのものでなくとも、より広い範囲の内容を定めたもの（図書館全体の運用に係るマニュアル等）があれば、それにつき公開を検討すべきであるが、図書館自体について、文書等による事務マニュアルが一切作成されていない。

以上の事実により、審査請求人の求める情報（「2 事案の経緯」の①から③までの情報）につき、情報不存在とする処分庁による処分及び審査庁の裁決案は、結論において適法かつ妥当である。

ただし、審査庁の裁決案において、不存在と判断することの説明として、事務マニュアルを作成せず、口頭で指示、説明する等のことは通常想定される等と記載しているところ、これは、比較的軽微なものについてはマニュアル化せず、比較的重要性の高いものにつきマニュアル化することが一般的であるとの意味であると考えられるため、その表記について検討することを提言する。

また、本件事案は、図書館利用者に対する説明の在り方の問題と考えられるところ、処分庁において、より適切かつ円滑な事務が図られるよう期待する。

6 まとめ

以上により、上記1のとおり答申するものである。

以上